

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金
補助事業等の目標	地域における公的介護施設等の計画的な整備等を促進する。
補助事業等の対象者	諏訪市の市町村整備計画に記載された公的介護施設等を整備する者。
補助対象経費	公的介護施設等の整備（当該施設整備と一体的に行われる工事であって、市長が必要と認めたものを含む。）に必要な工事又は工事請負及び工事に係る事務に要する経費。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	県が定める交付方法に従い、本市に交付された交付金の額の範囲内とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 21 年 7 月 24 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 公的介護施設等の整備促進のため、継続して補助することが必要。。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、前年の 9 月までに市長と面的整備計画（市町村計画）の事前協議を行うこととする。
提出書類	(1) 介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金に係る県補助金交付要綱の規定による関係書類の写し。 (2) その他市長が必要と認める書類。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正